

南山高等・中学校 男子部
いじめ防止基本方針

2014 年 4 月 8 日

I、いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ問題を根絶することを目標に行われなければならない。

II、いじめの定義

ここでいういじめとは、本校の生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

III、いじめの防止

いじめはどの生徒にも、どの教育活動の場面でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせること無く、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操、道徳心、自他の尊重、互いの人格を認め合える態度など、人間関係の構築が最も重要であることを理解させる。

IV、いじめの早期発見

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提であり、当該生徒をとりまく全ての大人が連携し生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくいところで行われたり、大人が気付にくい形で、判断に迷うような形態で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても見逃すことなく、いじめではないかとの疑いの目を持って対処する姿勢も、早い段階からの確にいじめを認知することに繋がる。

また、早期発見の手段の一つとして、学期に 1 回、あるいは学年で何回か全生徒に対して迷惑調査などアンケートを実施して、直接大人へ訴えられない生徒からの思いや、情報を入手することも積極的に実施する。

V、いじめへの対処

いじめの事実を確認できた場合、直ちに、危機管理委員会を召集し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事情を確認した上で適切な対応の検討に入る。事案に応じて関係機関との連携も行い、できるだけ早い段階で当該生徒が安心して生活できる環境の整備に努める。具体的には以下の順序で対応する。

- ① いじめの申告あるいは、情報を提供してきた生徒の安全を確保する。
(事情を聞くにあたり、絶対に安全で安心してもらえる状況であることを、生徒側に認識させた上で事情確認を行う。)
 - ② いじめを受けた当該生徒の保護者に連絡をし、状況確認の必要性和、安全は確保されていること、今後の対応について説明し、保護者の協力をお願いする。
 - ③ 当該生徒からの事情確認だけでなく、出来るだけ多くの周辺生徒からも事実確認を行う。(この際、加害者側の人間関係に注意し、再び当該生徒に被害がおよぶことが無いよう慎重を期する。)
- * 当該生徒の心身の状況、あるいは肉体的に被害を負っているような重大な事案との判断がなされた場合には、危機管理委員会での決定により加害者に対し出校停止の措置を行う場合もある。

＊ 危機管理委員会

